

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県

2 構造改革特別区域の名称

ひょうご狩猟免許取得推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 特別区域の概要

兵庫県は、本州のほぼ中央部に位置しており、北緯34度から35度にまたがり、東経135度(子午線)が南の淡路市から明石市、西脇市などを経て北の豊岡市を貫いている。面積は8,394.10 km²(全国第12位)で国土面積の約2%であり、人口は約559万人で、全国の人口に占める割合は約4%である。本州では両端の県を除いて、太平洋と日本海の2つの海に面する唯一の県であり、そのため県土の地勢、気象、風土とも多彩なものになっており、「日本の縮図」といわれている。

このような地理的特徴から、多様な気候下にあるために動植物が生息できる自然環境条件に恵まれ、野生動物の生息種類も豊富で、獣類はイノシシ、シカ、サル、ツキノワグマなど約40種、鳥類では約330種が記録されている。獣類のうちイノシシは県下全域に生息し、シカは阪神間を除く広い範囲に、サルは多紀連山、大河内町、南光町、香美町、豊岡市、洲本市等に群れで生息している。また、本州以南では最大のほ乳類であるツキノワグマは、中国山地の氷ノ山山系及び東床ノ尾山系に少数生息している。

このような野生動物は、しばしば人里や耕地に出没し、林木や農作物を食害して許容範囲を超える被害をもたらしたり、精神被害など住民との軋轢を生じさせている。さらに、外来生物やペットの野生化も問題となっており、ヌートリアやアライグマ等による農作物被害が増加してきている。

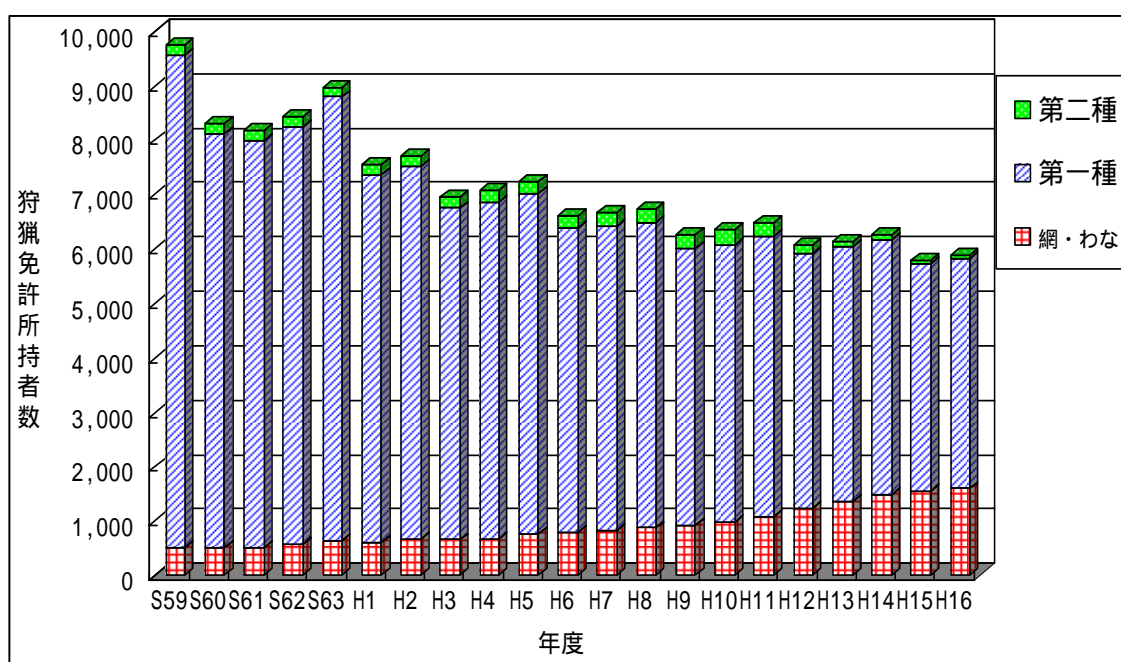
(2) 狩猟免許所持者の現状

県内における狩猟免許所持者は、昭和40～50年代をピークに年々減少しており、平成16年度末では5,875名でその内訳は、「網・わな猟免許」1,590名、「第一種銃猟免許」4,213名、「第二種銃猟免許」72名である。(表1、図1)

種類別	網・わな	第一種	第二種	計
S59	513	9,032	215	9,760
S60	501	7,620	192	8,313
S61	494	7,505	183	8,182
S62	559	7,682	195	8,436
S63	642	8,146	181	8,969
H1	597	6,760	192	7,549
H2	659	6,841	211	7,711
H3	648	6,097	207	6,952
H4	675	6,167	221	7,063
H5	759	6,241	243	7,243
H6	801	5,576	234	6,611
H7	823	5,590	247	6,660
H8	867	5,606	245	6,718
H9	902	5,092	262	6,256
H10	968	5,112	270	6,350
H11	1,075	5,140	267	6,482
H12	1,219	4,699	144	6,062
H13	1,364	4,673	90	6,127
H14	1,477	4,693	79	6,249
H15	1,537	4,186	73	5,796
H16	1,590	4,213	72	5,875

狩猟免許所持者数の推移（表1）

（単位：人）



狩猟免許所持者数の推移（図1）

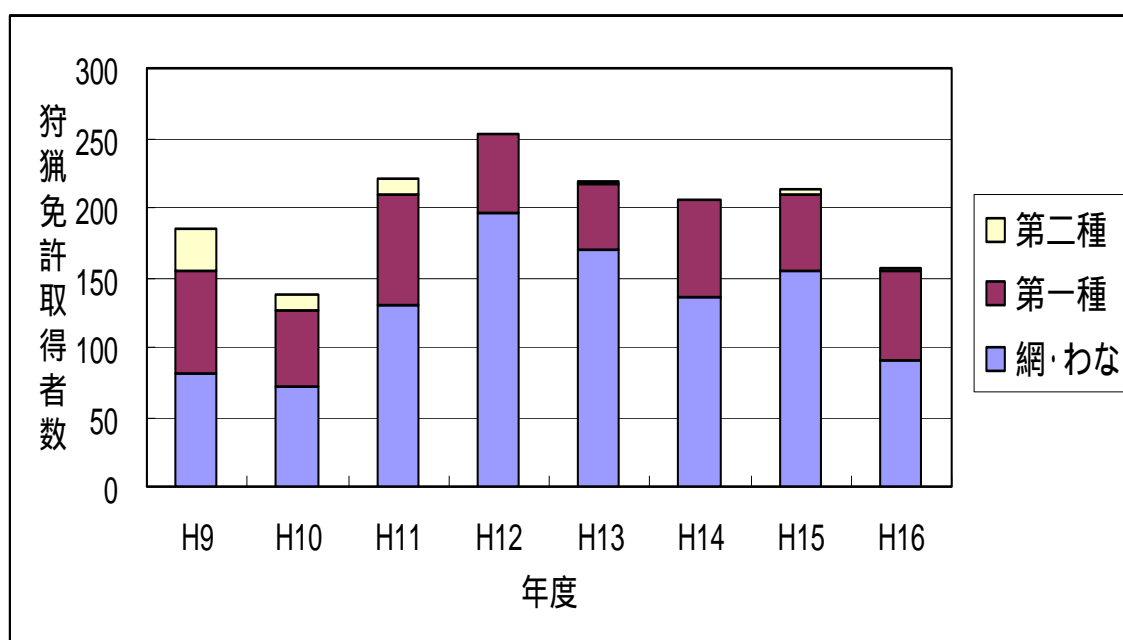
（単位：人）

また、平成 16 年度の狩猟免許取得者数(新規取得者)は 157 名で、内訳は「網・わな猟免許」90 名(57.3%)、「第一種銃猟免許」64 名(40.8%)、「第二種銃猟免許」3 名(1.9%)である。(表 2、図 2)

種類別	網・わな	第一種	第二種	計
H9	82	72	31	185
H10	72	55	11	138
H11	130	80	11	221
H12	196	56	1	253
H13	170	47	1	218
H14	135	70	1	206
H15	155	55	3	213
H16	90	64	3	157

狩猟免許取得者数(新規取得者)の推移(表 2)

(単位:人)



狩猟免許取得者数(新規取得者)の推移(図 2)

(単位:人)

このように近年、「網・わな猟免許」取得者数(新規取得者)の割合が「第一種・第二種銃猟免許」取得者数(新規取得者)に比べて多いため、「網・わな猟免許」所持者数の比率が高くなっている傾向がある。

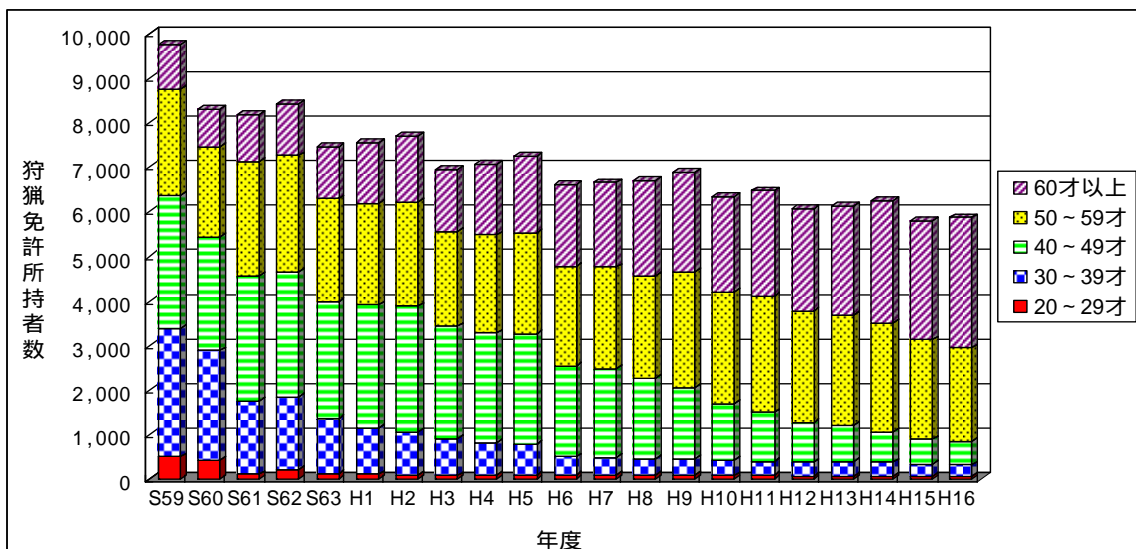
したがって、現在、狩猟者全体に占める「網・わな猟免許」所持者数は、「第一種銃猟免許」所持者数と比べるとまだ少ないが、近年「網・わな猟免許」取得希望者は多く、さらに今後、特例措置の適用を受けることにより受験者の負担が軽減されれば、「網・わな猟免許」所持者数は、さらに増加することが見込まれる。

一方、狩猟免許所持者を年齢構成で見ると、平成16年度末の60歳以上の免許所持者の割合が全体の49.8%（S59：10.3%）50歳代の割合が全体の35.6%（S59：24.4%）と50歳代以上の割合が全体の85.4%を占め、著しく高齢化が進んでおり、狩猟免許取得者（新規取得者）が年間200名程度にとどまる状況では、近い将来、高齢のために狩猟を行わなくなる人数が急激に増えることによる狩猟免許所持者数の激減が懸念され、有害鳥獣捕獲や野生鳥獣の個体数管理の担い手不足が深刻な問題となる。（表3、図3）

年齢別	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	合計
S59	499	2,887	2,986	2,384	1,004	9,760
S60	425	2,459	2,543	2,031	855	8,313
S61	108	1,654	2,789	2,581	1,050	8,182
S62	214	1,634	2,800	2,620	1,168	8,436
S63	116	1,239	2,639	2,306	1,160	7,460
H1	108	1,050	2,754	2,284	1,353	7,549
H2	79	989	2,812	2,349	1,482	7,711
H3	75	828	2,525	2,127	1,397	6,952
H4	78	747	2,452	2,206	1,580	7,063
H5	82	709	2,467	2,276	1,709	7,243
H6	96	400	2,048	2,222	1,845	6,611
H7	95	399	1,986	2,280	1,900	6,660
H8	89	358	1,820	2,307	2,144	6,718
H9	101	361	1,587	2,601	2,248	6,898
H10	75	341	1,274	2,516	2,144	6,350
H11	79	319	1,095	2,606	2,383	6,482
H12	71	304	882	2,511	2,294	6,062
H13	71	316	833	2,465	2,442	6,127
H14	64	311	689	2,430	2,757	6,251
H15	52	272	566	2,234	2,672	5,796
H16	53	262	539	2,093	2,928	5,875

年代別狩猟免許所持者数の推移（表3）

（単位：人）



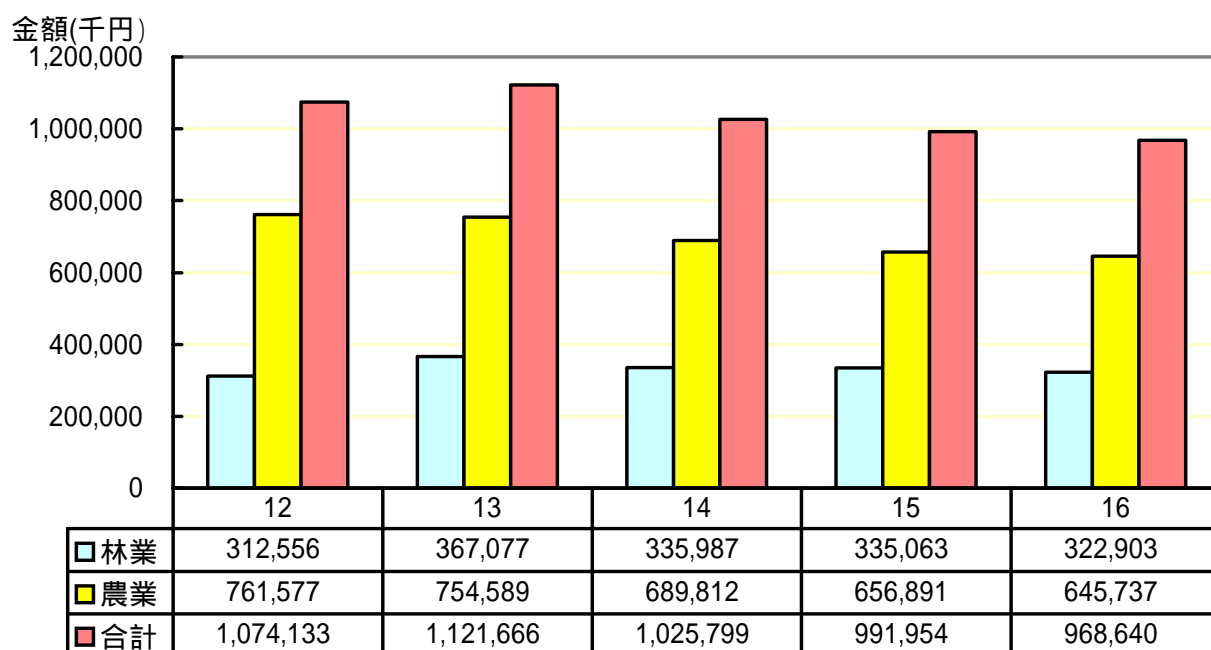
年代別狩猟免許所持者数の推移（図3）

（単位：人）

このような状況の中で、兵庫県では、有害鳥獣捕獲や野生鳥獣の個体数管理を担う狩猟免許所持者の増加に努めている。主な取り組みとしては、平成 11 年度から狩猟免許試験を 1 回増やし年 2 回実施するとともに、平成 17 年度からは、2 回目の試験を日曜日に実施し、平日は仕事等で受験できない者への利便を図るなど、より多くの者に受験機会を与えられるよう努めている。また、狩猟免許試験を受験しようとする者に対し、試験に合格するために必要な知識・技能の習得を目的として(社)兵庫県猟友会が実施する「初心者狩猟免許講習会」を平成 17 年度から狩猟免許試験に合わせて年 2 回実施し、これに対し県が経費の一部を助成している。さらに、(社)兵庫県猟友会が実施する狩猟の楽しみ・公益性をパンフレット等により県民に PR する事業及び経験の浅い狩猟者の安全技術向上のための安全射撃研修会についても県が経費の一部を助成するなど、狩猟免許所持者数の増加対策に努めている。

(3) 野生鳥獣による被害の現状

鳥獣による農林業作物に対する被害額の過去 5 力年間 (H12~16 年) の平均は年間約 10 億円であり、農林業別に見ると、農業が約 70%、林業が約 30% を占めている。(図 4)



農林業被害(農業・林業別)の推移(図 4)

また、鳥獣類別については、獣類によるものが約 90%、鳥類によるものが約 10% となっている。獣類による被害のうち、シカとイノシシによるものが約 80% を占め、次いでサル、ヌートリア、ノウサギなどとなっている。近年、特にアライグマ被害の問題が大きくなってきている。

農業被害だけで見た場合、イノシシが一番多く、農業被害の約 35%を占め、次いでシカが約 30%となっており、カラスとスズメが約 20%となっている。

なお、被害を受けている農作物は、水稻が多く約 40%を占め、次いでサツマイモ、豆類、ハクサイ、キャベツと続いている。林業に関する被害は、シカによるものが大半を占めている。

被害の原因は、個体数の増加、森林等生息環境の悪化、農作物等へのし好性などと併せて地球温暖化による暖冬に起因する自然死の減少、狩猟人口の減少などが複雑に絡み合っている。

5 構造改革特別区域の意義

兵庫県では、野生動物による農作物・林業被害防止のため、生息密度の高い地域における捕獲の拡大による「個体数管理」や農地を囲い込み野生動物の侵入を防ぐ「防護施設の設置」、また被害農家の救済のため現行の農業共済制度を補完する「被害補償」、さらに手入れの遅れている人工林の間伐や、伐採跡地への広葉樹植栽など野生動物にとっても豊かな森林環境を取り戻す「生息地管理」を実施している。

しかし、農林業被害は、傾向として横ばい傾向にあるものの依然として深刻な状況にあり、農林業従事者の生産意欲の減退を招いている。

一方、「個体数管理」の担い手である狩猟者は、昭和 40～50 年代をピークに年々減少しており、さらに、高齢化も著しい。このため、将来の鳥獣の捕獲の担い手不足が大きな課題となっている。

また、農林業被害が深刻となるにつれ、農林業者自らで自らの農地等を守る意識が高まり、農業協同組合、森林組合、農林業者自身等が有害鳥獣捕獲を行いたいという要望が増えている。中でも、わな猟は銃猟とは異なり、銃砲所持許可を取得したり銃を管理したりするなどの面倒なことが少なく、人身事故も重大な事故はまれで、比較的簡単に扱えることから、農林業者からわなのみによる捕獲に特化した狩猟免許ができないものかとの意見が多数ある。

そこで、本特例を適用することにより、網猟・わな猟にそれぞれ限定した狩猟免許試験を実施することで、知識や技術の専門性が高まると同時に、受験者の知識・技能の習得に係る負担が軽減されることから、狩猟免許所持者の増加が見込まれる。その結果として、各市町で組織する有害鳥獣の捕獲班の体制強化が図られることにより、野生動物の適正な保護管理や農林作物被害の防止に繋がり、安心して農林業に従事できる地域社会を構築し、さらには地域の活性化を目指すものである。

6 構造改革特別区域の目標

(1) わな猟免許の取得促進による有害捕獲従事者の確保

狩猟者だけでなく農業協同組合、森林組合、農林業者など自ら防衛する個人や団体職員等にわな免許の取得を促すことにより、有害捕獲従事者の現状維持を図る。

(2) 野生動物の適正な保護管理の推進

わな猟免許の取得を推進し、「個体数管理」体制を確保することにより、適正な野生鳥獣の保護管理を図り、人と野生動物と自然の調和的共存を目指す。

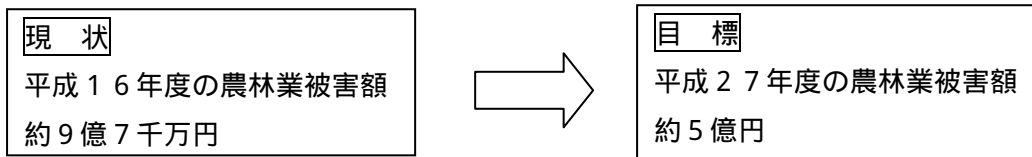
(3) 農林業被害の軽減

わな猟免許の取得を推進し、自衛体制等を整備することにより、安心して農林業に従事できる環境を整え、農林業被害の軽減を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

狩猟者だけでなく農業協同組合、森林組合、農林業者自らが行なう有害鳥獣被害防止対策により、有害捕獲体制の充実が図られ、その結果、農林産物の生産量・品質が向上し、被害額の減少とともに、農林業所得の増加が見込まれ、営農意欲の高まりが期待される。

また、地域全体で鳥獣被害対策を行うことで集落のまとまりが促進され、担い手の定住や、高齢農業者が安心して農林業に従事できるようになり、その生産物が地域の直売所で販売されるなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果がある。



8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 狩猟免許試験の実施

平成18年度から毎年度7月及び9月に実施

(2) 狩猟後継者育成事業

(社)兵庫県猟友会が実施する「初心者狩猟免許講習会」、狩猟の楽しみ・公益性をパンフレット等により県民にPRする事業、狩猟者の安全技術向上のための安全射撃研修会について県が経費の一部を助成する。

(3) シカ個体数管理・個体数調整事業

市町が実施するシカの狩猟期間明けの広域的一斉捕獲について県が経費の一部を助成する。

(4) 野生動物保護管理検証事業

野生動物の生息状況の把握や計画実行状況の検証を行うためのモニタリング調査を継続して実施する。

(5) 移入種対策事業

市町が実施するヌートリア、アライグマの有害鳥獣捕獲等に対し、県が経費の一部を助成するとともに、本年6月に施行された外来生物法において「特定外来生物」に指定されている鳥獣にあっては、同法に基づく防除についても検討する。

(6) 鳥獣被害防除事業

猟友会捕獲班が行う有害鳥獣捕獲活動に対して、捕獲奨励金を交付する。

(7) 野生動物防護柵集落連携設置事業

市町、地元集落が実施する野生動物による被害から農作物を防護するための防護柵設置事業に対し、県が経費の一部を助成する。

(8) 野生動物被害補償事業

兵庫県農業共済組合連合会が実施する農業共済制度では補償できない部分の野生動物被害額の補償の実施に対し、県が経費の一部を助成する。

別紙

1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

兵庫県で、網・わな猟免許を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

狩猟試験実施事務はすべて当県で行っているところであるが、狩猟免許試験の実施にあたり、受験者の申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受けることができる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

網猟・わな猟にそれぞれ限定した狩猟免許試験を実施することで、知識や技術の専門性が高まると同時に、受験者の知識・技能の習得に係る負担が軽減されることから、狩猟免許所持者の増加が見込まれる。

(2) 特例措置に伴い必要となる手続き

網・わな猟免許にかかる申請書の様式の改正

申請書様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。

網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

試験問題については、網及びわなのそれぞれごとに作成する。

網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

申請様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。

網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

登録証様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。